

# 令和8年度横須賀市地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書

## 1 総則

本仕様書は横須賀市（以下「甲」という。）が実施する「令和8年度横須賀市地域公共交通計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

## 2 業務の目的

本業務は、令和8年度から令和9年度の2年間で、公共交通の実態や利用者ニーズ等を詳細に把握・分析し、地域の実情に合わせた持続可能な公共交通の構築に資するため、同時期に改定予定の立地適正化計画と実質的に連携しながら、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通計画の策定支援を目的とする。

## 3 計画の基本事項

### (1) 計画区域

横須賀市全域

### (2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）

### (3) 計画期間

令和10年度から令和14年までの5年間（予定）

## 4 業務の内容

### 【令和8年度】

#### (1) 計画準備

①受託者（以下「乙」という。）は、契約締結後、業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

②業務計画書には、以下の内容を記載するものとする。

ア 業務概要

イ 実施方針

ウ 業務工程表

エ 業務の組織体制

オ 打合せ計画

カ 照査計画

キ 成果品の内容及び部数

③乙は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にし、甲と協議し、承認を得た上で、変更後の業務計画書を提出しなければならない。

(2) 上位計画・関連計画との整合

市内や周辺地域における持続可能な公共交通の構築に際して、前提となる上位計画、関連計画を整理し、公共交通網の検討において重要となる事項を把握する。

(3) 公共交通に関する現況整理

①人口動向、主要施設配置等の状況を把握し、地域特性を分析する。

②公共交通の整備状況並びに利用実態を分析する。

③分析したデータは、視覚的にわかりやすいように可視化し、とりまとめる。

④その他必要な項目が生じた場合は、甲と協議し、追加するものとする。

※使用するデータは、貸与可能なデータのほか『地域公共交通計画の「アップデートガイダンスVer1.0」データ活用の手引き』を参考に、本市の実態に合ったものとする。

(4) 市民アンケート調査

市民の移動実態及び移動ニーズ等を把握するため、市民アンケート調査を実施する。

①調査票の設問設定

②調査票作成・印刷

③発送用及び返信用封筒の作成

④調査票の封入・発送

⑤調査票の集計・分析

⑥報告書の作成

※無作為抽出の3,000人を対象とする。

※調査の実施に必要な経費は乙が負担する。

※設問の設定にあたっては甲と協議を行い、承認を得ること。

(5) 公共交通をとりまく課題の整理

前項までの整理結果に基づき、公共交通をとりまく課題を整理する。

(6) バス路線の再編

前項までの整理結果や課題を関係機関と共有し、以下の点に留意してバス路線の再編について検討する。

①交通事業者とバス路線の再編へ向けた方向性を協議すること。

②立地適正化計画と整合を図ること。

③隣接市町と情報を共有し、三浦半島地域全体で公共交通網を構築すること。

(7) 地域公共交通に係る基本方針及び目標設定

前項までの整理結果に基づき、基本的な考え方、基本理念、基本方針、施策の方向性について検討を行い、新たな課題に対応した方針及び計画の目標を設定する。

(8) 骨子案のとりまとめ

前項までの整理結果を踏まえ、骨子案としてとりまとめる。

【令和9年度】（予定）

(9) 施策事業の検討及び評価方法の設定

目標達成のために必要となる施策事業の検討を行い、本計画策定後の効果測定や評価方法の設定、次期計画へのアップデート方針を検討する。

(10) 地域公共交通計画（素案）のとりまとめ

前項までの整理結果及び横須賀市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）及び交通事業者で構成する分科会の協議を踏まえ、『地域公共交通計画の「アップデートガイドンスVer1.0」手順書』に沿ってとりまとめる。

(11) パブリック・コメント手続の実施支援

本計画（素案）に関して、広く市民意見を聴取するため、パブリック・コメント手続の資料作成・意見のとりまとめを行う。意見に関しては適切に本計画に反映する。

(12) 地域公共交通計画（案）のとりまとめ

前項までの整理結果及び協議会等での協議結果を踏まえ、本計画（案）をとりまとめる。なお、計画本編は簡潔にとりまとめ、調査等で得られたデータや分析結果は別冊の資料編として整理する。併せて、市民に向けて計画内容をわかりやすく解説する概要版を作成する。

## 5 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。なお、電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Illustrator、必要に応じてGIS等を使用し、市が編集可能なデータ形式で作成する。

(1) 業務報告書、計画書、分析データ等

年度	成果品名	部数	データ形式
令和8年度	業務報告書	2部	A4製本及び電子データ
令和8年度	横須賀市地域公共交通計画（骨子）	2部	A4製本及び電子データ
令和9年度 （予定）	横須賀市地域公共交通計画 （本編、資料編、概要版）	2部	A4製本及び電子データ
令和9年度 （予定）	分析データ等 ※交通事業者向け	1部	電子データ
令和9年度 （予定）	最終成果報告書 （上記電子データ一式を含む）	2部	A4製本及び電子データ (DVD-R)

## (2) 議事録

協議会等の会議や打合せの都度、議事録（又は議事要旨／打合せ記録）を速やかに提出し、確認を受けること。

## 6 成果品の帰属等

- (1) 本業務の成果品に関する著作権は、甲に帰属するものとする。
- (2) 乙は、自ら及び成果品の作成に関与した者をして、甲及び甲が指定する第三者に対し、前項の規定により著作権が甲に帰属する成果品に関して、著作者人格権を行使せず、また、これを行使させないものとする。
- (3) 甲及び乙は、第1項に規定する著作権の帰属及び前項に規定する著作者人格権の不行使の対価が本契約の契約金額に含まれていることを確認する。

## 7 協議会等の運営支援

協議会、分科会及び横須賀市地域公共交通会議等の開催に際し、会議資料の作成、会議への出席（助言・提言等）及び会議録の作成等の運営支援を行う。

※協議会：2回、分科会：3回、横須賀市地域公共交通会議：2回を想定。

## 8 打合せ・協議

業務遂行に必要な打合せを、4回以上実施すること。なお、打合せ場所は、横須賀市役所を基本とし、協議により変更できる。また、効率的な意思疎通を図るため、オンライン、電話、メール等で必要に応じて業務連絡を行う。

## 9 貸与可能なデータ

- (1) 市内路線バス事業者が所有する交通系ICカードデータ
  - ①データの種類：系統別の乗降実績（日時、乗降バス停、運賃種別、定期の有無等）
  - ②期間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）
- (2) 市内コミュニティバス事業者が所有する乗降実績データ（集計データ）
  - ①データの種類：便別、バス停別の乗降実績
  - ②期間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）
- (3) 市内タクシー事業者が所有する輸送実績データ
  - ①データの種類：月別の輸送実績（輸送回数、輸送人数、走行距離、稼働率等）
  - ②期間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）
- (4) 本市の各種計画等のデータ
- (5) その他甲が本計画策定に必要と判断し、提供可能な範囲のデータ

## 10 技術者の保有資格に係る要件

本業務の主任技術者及び照査技術者は以下のいずれかの資格を有している者を配置することとし、照査技術者は主任技術者とは別に選任するものとする。

- ①技術士（総合技術管理部門：都市及び地方計画・鉄道・道路のいずれか）
- ②技術士（建設部門：都市及び地方計画・鉄道・道路のいずれか）
- ③RCCM（都市及び地方計画・鉄道・道路のいずれか）

## 11 留意事項

- (1) 乙は業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 業務完了後に乙の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合、乙は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は、乙の負担とする。
- (3) 本業務を実施するにあたり、甲が所有する資料等は無償で貸与する。なお、万一、資料等に損傷を与えた場合は、乙が責任を持って修復すること。
- (4) 乙は本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、契約業務の一部を委託する場合については、甲の承認を得るものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は速やかに甲と協議すること。